

R2年度日本学生支援機構適格認定を受けた奨学生の皆さんへ

この案内は「令和3年3月時点での奨学生（停止・休止も含む）」が対象です。
ご自身の状態を確認し、必要な手続きを取ってください。

【継続】進級した者

令和3年度も奨学金は継続されます。

・「継続」であるが、学業成績が振るわず「警告」となった方については、別途ご連絡します。

※「警告」の認定を受けた者は、
次年度の奨学金の「廃止」の可能性が高い者です。
今年度はより一層学業に励んでください。

【停止】1度目の留年の者

令和3年度は「停止」となります。

→□今後について説明します。
必ず説明会に参加してください。

令和3年度 停止者の説明会

4月上旬 個別対応

・筆記用具を持参

【廃止】 令和2年度「停止中」の者で、
復活しなかった者※

【辞退】 ・継続願で「辞退」とした方
・継続願未提出者

令和3年3月で奨学金の貸与は終了します。
(奨学生ではなくなります。)

→□返還の手続きが必要です。
必ず説明会に参加してください。

令和3年3月貸与修了者の返還説明会 パソコン室

4/15(木) 2限終了後

- ・筆記用具を持参
- ・在学中の返還の猶予を希望する方は、各自で
4/14(水)～26(月)の期間にスカラネット・パーソナルから「進学届」を提出してください。

【復活】 令和2年度「停止」中の者で、復活した者

令和3年度から奨学金が「復活」します。

- ・今後もより一層学業に励んでください。
(2度目の留年は、奨学金が廃止となります。)

※令和2年度「停止」中の者の「復活」or「廃止」の認定結果について

定められた期間中に復活願を提出した者 →個別で適格認定の結果をご連絡いたします。

提出しなかった者 →復活の意思がないとみなし、「廃止」となります。

(廃止の方は、必ず説明会に参加してください)